



# 自転車の交通事故を 防止しましよう!!

自転車は  
車両です

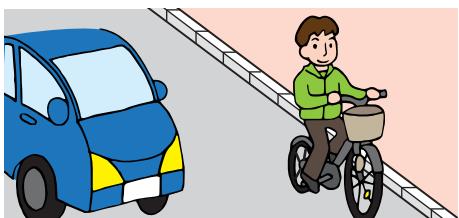
## 自転車安全利用五則

### ①自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

**罰則**

3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



[ただし例外として、以下の場合は自転車が歩道を通行することができます]

- ①道路標識や道路標示で指定された場合
- ②運転者が13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方の場合
- ③車道や交通の状況からみてもやむを得ない場合

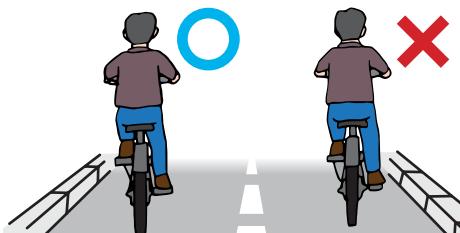


### ②車道は、左側を通行

自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。

**罰則**

3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



### ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道を走行する場合は、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。

**罰則**

2万円以下の罰金又は料料



### ④安全ルールを守る

#### ◆飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止。

**罰則** 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

※酒に酔った状態で運転した場合



#### ◆二人乗りは禁止

6歳未満の子供を乗せるなどの場合を除き、二人乗り禁止。

**罰則** 2万円以下の罰金又は料料



#### ◆並進は禁止

「並進可」標識のある場所以外では、並進禁止。

**罰則** 2万円以下の罰金又は料料



#### ◆夜間はライトを点灯

夜間は、前照灯及び尾灯（又は反射器材）をつける。

**罰則** 5万円以下の罰金



#### ◆信号を守る

信号を必ず守る。信号機のある場合は、その信号に従う。

**罰則** 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



#### ◆交差点での一時停止と 安全確認

一時停止の標識を守り、狭い道から広い道に出るときは徐行。安全確認を忘れずに。

**罰則** 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



### ⑤子供はヘルメットを着用

児童・幼児（13歳未満）の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

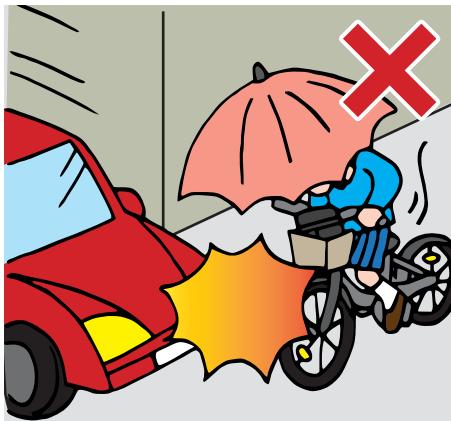


# 運転者の遵守事項に関する主なルール (千葉県道路交通法施行細則第9条)

## 罰 則

## 5万円以下の罰金

### ●傘差し運転等禁止



傘差し運転等、視野を妨げたり不安定になるような危険な運転を禁止します。

### ●携帯電話等使用禁止



自転車運転中に携帯電話等(携帯音楽機器含む)を手で保持して通話や操作、表示された画像を注視することを禁止します。

### ●ヘッドホン等使用禁止



周囲の音が聞こえないような音量で音楽等を聞きながら運転することを禁止します。

## 自転車での加害事故について

### ●自転車での加害事故例1



男子小学生が、夜間自転車で時速20~30キロで坂道を下っていたところ、歩行中の女性に正面衝突した。女性は頭の骨を折り、意識の戻らない状態となった。

(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)

### ●自転車での加害事故例2



男子高校生が、昼間自転車横断帯のかなり手前の歩道から、車道を斜めに横断したところ、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員と衝突した。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。

(東京地方裁判所 平成20年6月5日判決)

### ●TSマークについて

自転車安全整備店の看板があるお店で取り扱っています。自転車安全整備士が自転車を点検、整備(有料)して安全が確認されたときに貼られるマークで、傷害及び賠償責任保険が付加されます。



### TSマークのお問い合わせ

公益財団法人 千葉県交通安全協会 TEL043(271)8481  
千葉県自転車軽自動車商協同組合 TEL043(266)3221  
<http://www.chuokai-chiba.or.jp/cycle/index.html>

### ●悪質・危険な自転車運転者に対して講習が義務付けられます。

(平成27年6月1日施行)

信号無視、指定場所一時不停止など、政令で定められた14の危険行為を原則として、3年以内に2回以上違反した者は、「自転車運転者講習」が義務付けられ、定められた期間(原則として受講命令から3カ月を超えない範囲)に受講しない場合は、5万円以下の罰金が科されます。